

◎新潟県告示第672号

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号及び同令第9条第1項第1号に規定する新潟県知事の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）から、次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

令和5年6月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 登録養成施設の名称

新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科食品衛生管理者・食品衛生監視員養成プログラム

2 変更内容

登録養成施設の名称

（変更前）新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科フードコース

（変更後）新潟食料農業大学食料産業学部食料産業学科食品衛生管理者・食品衛生監視員養成プログラム

3 変更年月日

令和5年4月1日